

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税及び地方消費税は8%となり、地方消費税の割合が1%から1.7%に引き上げられました。また、令和元年10月1日からは消費税及び地方消費税は10%となり、地方消費税の割合も1.7%から2.2%に引き上げられました。

これらに伴う「地方消費税交付金」の増額分については、社会保障施策に要する経費に充てることとされており、これらの経費への充当について明示することとされています。

つきましては、「地方消費税交付金」の増額分を充てる社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費について、お知らせします。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 157,230 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 1,917,953 千円

（単位：千円）

事業名		令和7年度 当初予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	490,861	178,750	0	5,202	41,134	265,775
	児童福祉事業	1,005,767	437,318	0	62,717	67,780	437,952
	小計	1,496,628	616,068	0	67,919	108,914	703,727
保健衛生	保健衛生事業	69,500	1,389	0	2,695	8,767	56,649
	母子保健事業	69,685	17,216	0	0	7,031	45,438
	小計	139,185	18,605	0	2,695	15,798	102,087
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	40,831	21,586	0	1	2,579	16,665
	介護保険特別会計繰出金	122,668	3,825	0	0	15,927	102,916
	後期高齢者医療特別会計繰出金	118,641	14,091	0	0	14,012	90,538
	小計	282,140	39,502	0	1	32,518	210,119
合計		1,917,953	674,175	0	70,615	157,230	1,015,933